

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
 - 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 〇
 - 告 示
 - 福島県議会定例会を招集する件 〇
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 〇
 - 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件 〇
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 〇
 - 土地改良法により換地処分をした件 〇
 - 公 告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件二件 〇
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 〇
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 〇
 - 都市計画事業の認可の告示があつた件 〇
 - 一般競争入札を行う件 〇
 - 落札者を決定した件 〇

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営関川窪団地の項中「二十号棟」の下に「の一号室から十号室まで、十二号室から二十号室まで、二十四号室、二十九号室及び三十号室」を、「三十九号室」の下に、「二十号棟の十一号室、二十一号室から二十三号室まで及び二十五号室から二十八号室まで」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年二月一日から施行する。

（建築住宅課）

告 示

福島県告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十八年二月十六日福島市に招集する。

平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（総務課）

福島県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十八年一月二十九日から同年五月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四十番地ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークベニマル

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

代表取締役 大高 善興

（変更後）株式会社ヨークベニマル

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

代表取締役 大高 善興

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目十四番四号

2 代表取締役 藤田 勝幸
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称)ヨークタウン上荒川
(変更後) ヨークタウン新上荒川

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヨークベニマル
福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
代表取締役 大高 善興
(変更後) 株式会社ヨークベニマル
福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
代表取締役 大高 善興

馬場 光子
福島県いわき市小川町下小川字上ノ台二二三
株式会社コスモネット
京都市京都市中京区烏丸通四条上る笋町六百八十九番地
代表取締役 三上 明

三 変更した年月日
1 平成二十七年二月六日
2 平成二十七年七月二十四日
3 平成二十七年七月二十四日
四 届出年月日
平成二十八年一月十八日
届出をした者
株式会社ヨークベニマル
大和情報サービス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年一月二十九日から同年二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び泉崎村事業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ツルハドラッグ福島泉崎店 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸百六十五番一

二 法第八条第一項の規定により泉崎村から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、とうわ東地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十八年二月一日から
月二十二日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所
二本松市役所

(農村計画課)

福島県告示第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年一月十八日鏡石成田地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農地管理課)

公 告

公告第十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 申請のあつた年月日
平成二十八年一月十三日

二 名称

特定非営利活動法人広野わいわいプロジェクト
代表者の氏名

根本 賢仁
 四 主たる事務所の所在地
 福島県双葉郡広野町大字下浅見川字広長二十八番地一
 五 定款に記載された目的
 この法人は、地域社会、地域住民のために、広野町の活性及び賑わいに関する事業を行い、地域住民の生き甲斐に寄与することを目的とする。
 (文化振興課)

公告第十八号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十八年一月二十九日
 福島県知事 内 堀 雅 雄

一 申請のあった年月日
 平成二十八年一月二十一日

二 名称

NPO法人福島SAND—STORY

三 代表者の氏名

笠間 浩幸

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市八木田字神明九十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、「砂の遊びとアート」に関する事業を行い、子育て・子育て環境の改善と、健康で文化的かつ創造性溢れる町・地域づくりに寄与するとともに、その活動を国内外に広く発信することを目的とする。
 (文化振興課)

公告第十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十八日

二 名称

NPO法人シエルパ

三 代表者の氏名

古市 貴之

四 主たる事務所の所在地

福島県双葉郡檜葉町大字下小埜字風呂内二十二番地
 五 定款に記載された目的
 この法人は、主に双葉郡の障がいのある方に対し、避難生活の長期化と自宅への帰還を望む方が多く存在する背景の中で、帰還準備・帰還後の生活において、地域に不足している「障がいのある方の地域生活を支える拠点づくり」を目指し、本人と家族らが安心して暮らし、働き、将来の生活に少しでも希望を見出しただけのよう社会資源を整備し、福祉の増進を図る事業を行い、地域社会の構築に寄与することを目的とします。
 (文化振興課)

公告第二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、ただみ西地区に係る県営中山間地域総合整備事業(一般)の工事は、平成二十七年六月二十六日完了したので公告する。
 平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称	都市計画画道	会津都市計画道路事業三・四・百一十一号藤室鍛冶屋敷線
施行者の名称	福島県	
事務所の所在地	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松建設事務所
事業地の所在	収用の部分	横町地内 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公告第22号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年1月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 防水試験装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年10月21日（金）
- (4) 納入場所 ふくしま医療機器開発支援センター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年2月19日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年1月29日（金）から同年2月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年2月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年2月8日（月）午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年3月14日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年3月11日（金）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Waterproof test system 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 14 March 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 11 March 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第23号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年1月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複合振動試験装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年1月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ナルセ 山形県山形市大手町8番20号
- 5 落札金額
24,624,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年11月13日

(入札用度課)